

平成22年度

福島県環境審議会全体会議事録

(平成23年2月21日)

1 日 時

平成23年2月21日(月)

午後 1時30分 開会

午後 3時25分 閉会

2 場 所

福島県庁西庁舎12階 講堂

3 議 事

- (1) 廃棄物処理計画の改定について
- (2) 循環型社会形成推進計画の改定について
- (3) その他

4 出席委員

大越則恵 加藤卓哉 後藤忍 佐藤俊彦 瀧本チイ 津金要雄 中井勝己  
長澤利枝 長林久夫 橋口直幸 福島哲仁 星サイ子 堀金洋子 山口信也  
和田佳代子 (以上15名)

5 欠席委員

稲森悠平 佐藤幹雄 高荒智子 浜津三千雄 和合アヤ子 渡部チイ子  
(以上6名)

6 事務局出席職員

(生活環境総室)

佐藤 生活環境部参事兼生活環境総務課長

山田 生活環境部企画主幹 他

(環境共生総室)

牧野 生活環境部次長(環境共生担当)

鈴木 環境共生課総括主幹 他

(環境保全総室)

高松 生活環境部次長(環境保全担当)

上野 一般廃棄物課長

齋藤 産業廃棄物課長

高橋 不法投棄対策室長

猪狩 水・大気環境課長 他

7 議事内容

- (1) 開会(司会) 高橋生活環境総務課主任主査
- (2) 中井議長(会長)から、議事録署名人を星委員と大越委員にすることとされた。
- (3) 議事(1) 廃棄物処理計画の改定について

◆資料1－1等により長林第2部会長から第2部会での審議経過及び答申案の内容報告が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(中井議長)

ただいまの第2部会長からの報告に対して、委員の皆様から意見等があればお出しいただきたい。

(後藤委員)

大きく2点、まず1点目は、1頁目の計画改定の趣旨のところには県の循環型社会形成推進計画の名前が出てきておらず、2頁目の図の中には出てきているが、1頁目においても、廃棄物処理計画と循環型計画が連携していることを明示的に示した方がよいのではないかと。また、それと関連して、57頁目のキーワードの各種計画の中に、循環型の条例とか計画とかの記載がないので、ぜひ載せていただきたい。

2点目は、産業廃棄物税についての記述が41頁のところにあるが、ちょっと物足りない。第2部会でのかなり大きな審議内容でもあったし、税制度の課題であるとか、今後の活用の仕方について、もう一步踏み込んだ書き方があってもよいのかなと思った。

(高松生活環境部次長)

1点目の、1頁目でも循環型計画との連携について言及したほうがよいのではとの御意見については、その方向で検討させていただきたい。どの辺に盛り込むか等、具体的なことについては、再度部会長とも相談させていただきたいと思う。

(中井議長)

2頁目の図には出てくるけれども、できれば本文の文章の中で触れておいたほうがよいという趣旨だと思うので、文案も含めて、その方向で、部会長と会長に一任ということよろしいか。

では2点目について、事務局から回答願う。

(佐藤生活環境総務課長)

2点目の、産業廃棄物税についてももう少し詳しく記述すべきという御意見についてだが、産廃税については1頁目のところの「産業廃棄物税を導入するなど」や、41頁の12～15行目の施策の中等、簡単ではあるが記述をしている。なお、もう少し詳しく織り込めるかどうか、検討させていただきたいと思う。

(中井議長)

後藤委員から、こういう点をぜひ記載してほしいという希望はあるか。

(後藤委員)

産業廃棄物税は、一般廃棄物と性質が異なる代表的な例というか、独自の施策だと思うので、例えば38頁の課題④、公共関与の方向性のところで、今は施設のことにしか触れていないが、こういったところで言及するというだけでもよいし、項を新しく立ててもいいが、もう少し一般廃棄物と違う柱立てをして、その中の一つに位置付けてもいいぐらいのものではないかと思ったので意見を述べた。

(中井議長)

他県でもやってはいるが、福島県独自の税を課しているという点もあるので、できれば38頁の課題のところの一つ落とすような形での記述をしてはどうかということ、それに合わせて41頁の記述もそれに連動してもう少し詳しくという趣旨でよろしいか。

(後藤委員)

41頁は、他とのバランスがあると思うので、あまりこだわらない。

(中井議長)

38頁のところで記述すればよいということによいか。

(後藤委員)

それでよい。

(佐藤生活環境総務課長)

38頁の課題のところは1項目加えたらどうかという御意見だが、37頁の26～27行目のところに、「18年度からの産業廃棄物税の導入などにより」という記述がある。産業廃棄物税については、それぞれの課題に跨る部分があるので、入れるとすれば、課題としてというよりは、その課題の前提となるものとして、導入によってどういう効果があつて、どんな形で課題を解決するかといった入れ込み方もあるかと思う。なお、検討させていただきたい。

(中井議長)

事務局としては、37頁の第2節の冒頭の総論的などところに入れることでどうかということか。それとも、特出しして課題⑤という形で独立して起こしたほうがよいのか、その辺は後藤委員、いかがか。

(後藤委員)

そこはお任せする。

(中井議長)

それでは、第2節のどこかにもう少し詳しく、産廃税について記述するというところで、どこに書くのか、文面等も含めて一任いただくということにする。

それ以外の点について御意見はあるか。

(長澤委員)

まず、35頁の表4-9で、ばいじんが目標値のいずれも達成できない見込みと示されており、49頁にその施策として「今後、電気事業者自らの取組を一層推進することにより・・・」と書かれているが、果たしてこの施策でばいじんの目標値が達成できるのか、ちょっと疑問を感じている。

今、原町の火力発電所が木質バイオマスの利活用を始めることになっているが、単に電気事業者自らの取組みだけで、ばいじんの減少につながるのかどうか、事務局の考えを聞きたい。

(齋藤産業廃棄物課長)

木質バイオマスの話については、燃料の2割を木質バイオマスにするという動きがあるが、CO<sub>2</sub>削減には貢献しても、廃棄物の観点からは、廃棄物そのものの減少にはつながらない。

また、49頁の最後の2行については、電気事業連合会のほうで自主行動計画を

策定しており、その中で自ら再生利用等の目標値を設定していることから、廃棄物処理計画の中では、その自主的な取組みを促進するという記述までが、ここで書けるぎりぎりのところであると考え、このような表現にした経過がある。

(長澤委員)

了解した。

次に、22頁5行目の一般廃棄物の生ごみについての施策だが、ここでは生ごみを資源として捉えており、同27行目でもバイオマスとして有効な資源と捉えている。

生ごみに対する理念として、生ごみは資源なので、資源としてきちんと再生利用するという認識なのか、それとも、生ごみは可燃物の4割を占めているので、とにかくそれを減らすための処理をすればよいと考えるのか、その辺をどのように捉えているのか、事務局の考えを聞きたい。

(上野一般廃棄物課長)

御指摘のとおり、一般廃棄物の相当量を生ごみが占めており、なおかつ、非常に水分が多いため、これを焼却処理するとエネルギーも大量に消費するということで、今まで一般廃棄物処理の中では、生ごみについては「資源」という視点よりも、むしろ廃棄物としていかに効率よく処理をするかという観点で進めてきたことは事実である。

しかし、最近はバイオマスの活用が非常に盛んになってきた中で、一般廃棄物である生ごみについても、エネルギーとして活用しようという考え方が一般的になってきた。

今回、この処理計画の中でもこういった考え方を取り入れ、バイオマス活用という流れになってきていると考えている。

(長澤委員)

そのような理念がこの文章の中に書かれているということで、非常に納得している。

実は、各市町村の生ごみの処理の方法は自治体によって違い、生ごみは燃やせばコストが安いと考える自治体もあり、また、生ごみを液化して姿をなくしてしまうとか、土にしてしまうとか、これは堆肥化とは違うのだが、そのような処理方法で、生ごみの減量化を目指す市町村もある。また一方では、生ごみは未利用有効資源であるという認識の下で、堆肥化して有効利用しようとプラントを作ったり、市民自らが堆肥化運動を行うなどといった自治体もあり、捉え方によって非常にばらつきがある。

だから、ここに県の理念がきちんと示されているということであれば、この部分の推進、啓発というものを、県がきちんとやっていただきたいと思う。

(中井議長)

その他、御意見はあるか。

(長澤委員)

処理計画の中に、最終処分場についての施策が非常に事細かに並んでいるということは喜ばしいと思っている。4年前の処理計画の策定に関わった者として、当時

は色々な問題が山積していて、それをいかに解決していくか非常に悩ましいところがあったが、今回、この施策によって、かなりよい方向にいくのではないか思っている。

この機会なので、ひとつ事例をお話させていただきたいが、南相馬市に15年間未解決の管理型最終処分場があって、今も法廷闘争を続けており、これが今後どう解決するのかまったくわからない。私たち一般市民は、そういった問題が市全体の課題となっている現実に翻弄されている。街作りや市民活動に、そういった問題が陰に陽に影を落としている。

県としては、実態を把握して見守っていく、静観するということだと思うが、南相馬市だけでは解決できなくなっており、どこかにそういった妥協点がないのか、その辺を聞きたい。

(中井議長)

答申案から少し話が離れるが、地元の地域で紛争が長年に渡って続いているということなので、もし、事務局のほうからこの点について何かコメントがあればお願いする。

(齋藤産業廃棄物課長)

南相馬市の件は、地元の方のお話を直接伺ったり、振興局を通じて情報は常日頃やりとりしている。また、事業者には、法に基づく報告、これは虚偽の報告などすれば罰則の規定もあるものだが、そういったものを求めるなど、法に基づき常々指導に当たっている。

関連して、処理計画の42頁12行目に、処理施設への理解の促進という項目を掲げ、施策として、情報の積極的な公表の促進や、県民の理解を深めるために事業者が行う活動への支援等を記載している。

情報公開に関しては、現在、条例でもって事業者に求めているが、今回の廃棄物処理法の改正で、特に最終処分業者などに対して法的に義務づけられることになっている。また、先ほど産廃税が話題になったが、事業者が地域の方とのコミュニケーションや情報公開を行うことは非常に大切だと思っているので、産廃税を使って、事業者が行ういろいろな地域住民向けの事業への支援などを引き続き行い、そういった環境作りにも努めていきたいと考えている。

(星委員)

県としては、産業廃棄物税を導入して、積極的に環境施策に取り組んでいるところだが、計画は行動が伴わなければ意味がない。行動が伴うには、予算や資金面が非常に大きな役割を果たしていくと思うのだが、国の計画などと照らし合わせてみて、県としてこの計画は100%の出来なのか、120%の出来なのか、まだまだなのか、その辺をどのように考えているのかを聞きたい。

(高松生活環境部次長)

ただ今御審議いただいている廃棄物処理計画は、廃棄物処理法に基づき、国が示す基本方針に則って各都道府県が策定する法定計画であるが、審議会の委員の皆様や様々な分野からの御意見、御支援により、我々としては、120%とは言えないまでも、今現在できる範囲内で最大限のものができたという印象を持っている。

(星委員)

それであれば、大変立派だと思う。

(中井議長)

他に何かあるか。

無ければ、本議題については、冒頭に後藤委員から御指摘のあった2点について若干修正を加えたいと思う。修正の内容については、事務局、会長、部会長に一任いただくということよろしいか。

(各委員)

異議なし。

(中井議長)

それでは、修正を行った上で、福島県廃棄物処理計画の改定について、全体会として御了承いただきたいと思うが、よろしいか。

(各委員)

異議なし。

(中井議長)

では、以上をもって、本議題については審議終了とさせていただきます。

(高橋生活環境総務課主任主査)

高松次長につきましては、所要のため退席をさせていただきますので御了承願う。

#### (4) 議事(2) 循環型社会形成推進計画の改定について

◆資料2-1等により福島第1部会長職務代理から第1部会での審議経過及び答申案の内容報告が行われ、以下の質疑等があった。

(橋口委員)

私としては、前回の環境審議会第一部会で色々な意見を出したのがほぼ反映されているので、よりよくなったと思っている。ほぼ最終的には、特に私の関心のある点については、全体を通して満足いくすばらしいものになっている。

最終なので、前回の部会で気がつかなかった2点を述べる。17頁の10行目。緑化の推進及び緑地の保全にかかわる条項、「都市内において、自然とのふれあいの場の創出や野生生物の生息環境の確保等を図るため都市公園を整備します」である。これは大いに意義のあることだが、実は、前回気がつかなかったのだが、都市公園など、現状に合った里山とか自然環境を生かした公園の整備というのは各市町村でもずいぶん行っている。しかし、残念ながら整備しただけで、せっかくいい公園をつくったのに利活用されていないというのは私も非常に残念に思っている。そこで、整備しますと言っているのがこれは多分行われるのだと思って期待しているが、可能であれば、「整備し、利活用のための活動を支援または促進」みたいな言い方でいいが、「整備し、利活用のための活動を支援または促進します」まで言っただけならば、より整備が生きる。整備されっ放しでなかなか利活用されていない、非常にもったいない現状があるので、これはやはり、すぐには解決できなくても、文言の中でうたっていくことによってより道が開かれるのではないかと。

具体的に言うと、例えば都市型の森の幼稚園のような、そういうところに地域の子供たちを集めて自然体験させるような市民活動団体などが非常に増えており、私も実施している。よって、例えば公園を整備したら、そういうNPOや市民団体に積極的に情報を発信して活用するための呼びかけを行い、そして、利活用のための、なるべく制限をなくして、自己責任においてどんどんそこで、危ないからやらせないではなくて、使っていくためにオープンにさせていただく。そういう視点をここでうたっていただければ、我々のような市民団体はより積極的に使えると思うので、より生きると思う。そういった意味での提言である。

もう一つは、18頁の6行目「それぞれの河川・沿岸域が本来有している環境の保全や再生」で、これは前回、私も意見を述べた。大分ニュアンスはよくなったが、なぜ水辺の環境を保全するのかということ、そこにはやはり、昔から暮らしてきた川漁師さんや「めだかの学校」の歌、色々な水辺の生物環境が人々のレクリエーションに寄り添って活用されてきたと思う。これを水辺の自然観察などの利活用だけにしてしまうとあまりにも狭い捉えになってしまう。例えば保全や再生、水辺の自然環境を舞台にした人の健全な生活やレクリエーションを、保全という言い方がいいかわからないが、今、そこを舞台にした川漁師さんやいろいろな人の生活、レクリエーションがあるわけなので、それがずっと健全に続いていくための河川の自然の保全であるべきと思う。よって、それを何のために行うかをはっきりさせるためにも、水辺の自然観察などと狭くとらえるのではなく、水辺の自然環境を舞台にした人の生活やレクリエーションがそのまま自然と寄り添って続いていくためにこれを行うのだということで、より具体的にうたっていただければよりいいものになるのではないかとということで、希望として申し添えておく。これさえ直していただければ、最終案として私がこだわったところはすべてクリアされるので、もう言うことはない。

(中井議長)

2点、17頁、18頁と、具体的には文言の修正、あとは、その趣旨を含めての御発言があったが、第1部会の福島委員。

(福島委員)

非常に大切な御指摘だと思うので、事務局で少し文言は考えていただきたいと思う。よろしくお願ひしたい。

(中井議長)

事務局はコメントをお願いします。

(鈴木環境共生課総括主幹)

前段の17頁の都市公園の整備については、ここで取り上げる。また利活用については、同じく35頁、36頁で、環境教育であったり、あるいは自発的な活動の促進であったり、そういう活動につながる部分もある。いずれにしても、貴重な御意見であり、折り合いがつかるところはなるべく反映させたいと思う。第2点目については、確認した上で、御意見いただいた方向で文言を整理させていただければと思う。

(中井議長)

それでは、2点御指摘いただいた点について、担当部署に確認した上で、橋口委員の趣旨に沿った形で若干文言修正をする方向で処理させていただきたいと思う。



それ以外の点についていかがか。

(堀金委員)

答申案の24頁で、具体的に目標値すべてにおいて数値目標が出されて、非常に取組みやすい状況ができたということで、私もよかったと思う。

ただし、その③、交通の円滑化で、課題と方向性と具体的な施策と載っているが、この課題を精査するに当たって、基本的に、例えば中間都市、交通量の多い地点が主になっているような文章だと思う。しかし、例えば車中心から人中心のまちづくりへの転換といっても、私ども郡部に住んでいる人間からすると、車は自分の足である。更に、今、交通機関上の色々な問題等があり、例えば会津バスも、生き残っているが、そういう中で、1日にバスが何回も来るところと、1日1回しか来ないところ、午前と午後には来ないところ、山間部に行くという事態もある。そうした場合に、こういう具体的な施策が、県の方針を受けて各町村でこの循環型の指針となる4年間の具体的なものが作成されるようになったときに、こういう文章をどのように解釈してつくっていくのかが大きな課題になるのではないかと思う。そうした場合に、県の施策と、町村のことで、我々一般の町民との間でずれができない、そういう県の指導體制が必要になると思っている。

また、県民会議という大きな組織がある。これが有効に動いて、年に2回の会議等でもいろいろなことが話題提供され、共通理解に立った上でそれぞれの団体が主になるように動いている。ところが、例えば一つの組織が、婦人会、女性部会ですが、そういうのがあった場合に、具体的にだんだん、だんだん下のほうを見ると、現実的には婦人会の組織はもうない、高齢化して婦人会か老人会かわからない、だから婦人会の組織はないのだと、そういうことも多分あると思う。そういうことは大いにある。

そうしたときに、そういう組織・団体におんぶにだっこではなくて、検討法としては、各振興局中心に、本当に指導されてきて、具体的にこういう文言等が生きてきたということで私も非常に嬉しく思うが、県でこの施策をもし下ろした場合に、4年間というタイムリミットの中で、県で出した施策を町村がどのように受けて、こんなふう動いているという形のをきちんと4年間で出さないと、4年間はあっという間にすぐ終わってしまう気がする。施策の指導を県として各町村にしっかりと。文章を見ていると、町村に対しては支援を行いますとやさしい文章で書いてあるが、時によっては、私どももこういう時代ですので、あるいは支援、指導を行いますという文章で、やはりある程度は県の指導法も必要になるのではないかということ、これを読み思ったので、意見として申し上げたいと思う。

(中井議長)

具体的には、24頁の24行目、25行目の「車中心のまちづくりから人中心のまちづくりへの転換」という記述があるが、実際、郡部に行くとなかなか人中心のまちづくりというのは難しいような現状があるのではないかというところから話が始まり、これは一般論としては、要するに県のこういう計画が市町村レベルでどう具体化されるか、実現されるのかということについて、もしお考えがあればお伺いしたいということによろしいか。

では、事務局より願います。

(牧野生活環境部次長)

41頁を御覧いただきたい。今ほどの御意見は、計画の推進に当たっては、やはり計画そのものは実行されないといけないという委員の御意見である。ここでは県民が主役なので、県民の役割をうたい、それから団体の役割が42頁にうたっており、さらには事業者の役割があり、それから行政の役割を示している。特に市町村と私どもは、当然フラットな関係なので、この計画の推進は県民が主役で、それから民間の方々がさらに進めて、行政として後ろから押していく。当然、43頁のとおり、市町村や私ども県が連携をとりながら推し進めていこうというものであり、今ほどの御見も非常に貴重なご意見であるが、こういうスタイルで計画の実行がなされるということを御理解いただきたい。

(中井議長)

堀金委員、よろしいか。

(堀金委員)

全く理想的な姿だと思う。これは理念で、県民が主役で動かなければいけない。

しかし、現実的に、そういうところをやっぱり県としても、私が、数値目標など色々なことを今までお話ししたのは、環境問題はもうせっぱ詰まっているのだから、具体的に行動して取り組まなければいけないのだということを、県民が主役だからあなたたちがやれではなくて、県民、町村とそれぞれの独立主体があるわけだ。そこが現実の、役場の広報とか市の広報を見たとき、こういうデータがあるのだなというのが、それが県民の動く姿だと思う。従って、そういう意味で、具体的な指標について、4年後になってみたらやっぱり達成できなかった、ではなく、この数値目標をきちんと達成するためには、こういう横の連携をする、場合によっては縦の指導をすることも必要ではないかと申し上げただけである。

(中井議長)

例えば各市町村の同じような計画はどういうふうに、県のさっき言われた数値目標なんか具体的に市町村レベルで反映されていくのか、そのあたりが少し見えてくれば、多分、堀金委員の疑問もある程度解決できるのかと思う。その点いかがか。県でこういう計画をつくり、そうすると、各市町村が、同じ計画でないにしても同種のものについて、県で示されている具体的な数値目標などを受け止めて、どうそれを実現するための努力や施策を組んでいくのか。その点について事務局で何か少しお話いただけないか。

(鈴木環境共生課総括主幹)

事務的なことで言うと、当然、こういう計画の策定に当たっては、全市町村から意見をいただいております、また同様の計画を市町村が策定するに当たっては県にも意見を求めてくるので、そういう形で、内容等について同じ方向を向いてやっていくということはしている。当然、環境について、目指すべきところは市町村も一緒であり、先ほど述べたとおり、連携という形で行政は一体として対応していくので、そういうことで御了解いただきたい。

(中井議長)

今の点に関連して。長澤委員。

(長澤委員)

今の堀金委員の御意見は、私も同じ思いである。

それから、牧野次長が話されたことも、施策の全容、それから施策の理念、つまり県の施策の理念というお立場でおっしゃったことで、我々もこれに関わってきているので非常によく分かる。しかし、現場、つまり現実の現場で環境保全活動をしていると、現場と県の施策などとは非常に乖離があることもまたそのとおりである。

例えば、具体的な事例を出してしまっても申しわけないが、南相馬市でごみの処理計画などをちょっと見させてもらった。そうすると、やはり県の意向というか、県の施策などを参考というか反映させながらつくっていくのだが、一方でその地域の独自性というものがある。例えばごみゼロ推進で5年間に833グラムを目標にすると、同じ目標を南相馬市でぼんと出してしまおう。そうすると、その過程で市町村は非常に苦労する。それでは、そこは市民とどういような関わりを持ってやっていくかというときに、やはり市民の考え方を聞いてくださるわけである。そこで、行政と我々市民が、ちょっと5年後の833グラムは無理だと、その間のプロセスはどうするのかという、そういうコミュニケーション、つまり合意形成を図る場はあるものの、やはりそこには県と市町村との違い、市町村は現場、現実で日々動いている、一方で県は、テーブルの上でと言ったら申しわけないが、そこで理想的な政策をつくっていくので、そのギャップは多少あるということで、そこはぜひとも現場の動き、現場がこのとおりにはいかないことを十分承知していただきたいと思う。

(中井議長)

なお、この審議会のメンバーに県内の市長会の代表で山口委員、町村会の代表で津金委員も出席しているが、もし今の点に関連して、市や町村の立場で何かあれば御発言いただけるとありがたいのだがいかがか。

(山口委員)

先ほどの堀金委員の御意見に対して、これは本当に、中身について、現実とそれから計画の、まず現実の点から乖離があるというのも、それがないように、県と市町村とより一層の緊密な連携を持ってこの計画達成に資するような要望は、堀金委員の内容からしてこれは重視していただきたいと思う。

(中井議長)

津金委員、何か一言、町村の立場でお願いできるか。

(津金委員)

特にはない。この内容でよろしいと思う。未来永劫の計画ではなく、4年や5年の期間を設けている計画であるので、これでやってみるといふことでよろしいのではないかとということが基本だ。

今、山口市長などがお話しされたように、似ている、同じだといえれば同じだが、市と町村はちょっと違う。町村は山や田んぼ、畑がかなり多い地域であり、一方、市はどちらかといえれば市街地というか、そういう場所が多いところであり、ごみ処理の仕方についてもやや違ってくると思う。よって、それぞれの地域での処理の仕方、あるいは循環型地域社会の形成の具体的なやり方はやや違ってくると、ある程度その違い

はやむを得ないのではないかと思う。

いずれにしても、先ほどお話があったように、この取組みはやはり地域住民が主体だ。県民というと広範囲だが、我々とすれば地域住民が主体だ。廃棄物の処理についても循環型社会の形成についても、私は水環境の委員を務めていたが、水をきれいにするということについて、やはり一人一人の住民がそれに向けて取り組まなければ効果が上がらない、これが基本。よって、その人たちの意見を市町村が取り入れて、それを広域行政である県が取り入れ、国は、よく言われている官僚の方々が色々な情報を資料として集めて色々な法律をつくり計画をつくっているのだろうが、まずは現場の動きはあまり見ていない、これが実態だと思う。従って、やはり地域住民からその取組みを提案しながら、実践しながらより効果的な施策を行っていくことが大事ではないかと思う。

43頁の行政の役割として、市町村がやるべきことというか、やってもらいたいことを挙げてあるが、こういうことでいいのではないか。あまり強制をしても、自らやらないと効果は上がらない。まずはこれでやってみるということによろしいのではないかと思う。

(中井議長)

それでは、この件についての質疑応答はここまでとさせていただきます、それ以外の点でいかがか。

(和田委員)

皆さんがこれまでおっしゃったように、具体的な施策なども出ており、大変よい計画だと思っている。

1つ質問だが、18頁の9行目から高柴ダムという特定のダムの名前が出ている。こちらは水位を弾力的に運用することによって環境の改善が図られるという内容とお見受けするが、高柴ダムが出てきた背景を教えてください。

(中井議長)

これは事務局でお願いします。

(菅野環境共生課副主査)

高柴ダムについては、つくられた時期が大変古い時期ということがあり、河川維持流量の確保が困難なダムである。ここだけ固有名詞が出ているのは、高柴ダムにはそういう事情があるので、このような形で具体的な施策として掲載している。

(中井議長)

今の回答でよろしいか。

(和田委員)

了解した。地元にとっては、大変ありがたい話。よろしくお願ひしたい。

(中井議長)

続いて後藤委員。

(後藤委員)

これも前回の部会で言えなかったもので、いくつか細かい点も含めてだが、本文を修正していただきたいのが1点、それから字句を追加していただきたいのが2点、そして注に関して3点ある。

まず、本文の修正は、6頁の17行目からの段落で、「保全され、美しいままの姿で未来に引き継いでいくためには」ということで、この目的のための手段として何が大切かというのが次に書かれているが、また次の文章の最後に、将来の世代に引き継いでいくことが重要ですよと書いていて、未来に引き継いでいくために将来に引き継いでいくという、何か目的と同じことが書かれてあるというのはやっぱりちょっと表現としてよろしくない。提案だが、ここの「また」以降の文章の最後のところを「生物多様性とその恵みが損なわれないようにすることが重要です」と修正していただければというのが1点。

(中井議長)

6頁の17行目からのパラグラフで、18行目のところで未来に引き継いでという表現が出てきて、さらにまた以下で将来の世代に引き継ぐということで、同じような言い回しが2カ所あるので、後の部分を、今御指摘があったように、「生物多様性とその恵みが損なわれないことが重要です」という文章のほうですっきりするのではないかとのことである。

まず、具体的に文章をこう直したほうがいいのかという御提案かと思う。対応については、今まで審議を重ねてきた部分でもある。今の御意見を踏まえ、事務局。

(鈴木環境共生課総括主幹)

再度相談し整理する。

(中井議長)

修正するというので。それでは、2つ目、追加の部分。

(後藤委員)

追加の部分は、1点目はグリーンコンシューマーを追加していただきたい。

(中井議長)

具体的に、頁でいうとどのあたりか。

(後藤委員)

29頁と41頁になる。グリーン購入が出てくるが、グリーン購入とグリーンコンシューマーはちょっと概念が違っている。購入段階よりも少し枠の広いものがグリーンコンシューマーで、内容的にはマイバッグ等と書かれているが、キーワードとして出していただければと思う。グリーン購入との違いでは29頁に取り上げていただくのがいいと思うが、内容的に一番近いのは、先ほどもありました41頁の県民の役割で書かれていることは殆どグリーンコンシューマーに当てはまるので、そういうことで登場させていただきたいというのが追加をお願いしたい1点目である。

もう一点は、これも前回言った気がするが、36頁にESDを登場させていただきたい。環境教育の分野で今ホットなトピックは、やはり持続可能な発展のための教育、ESDで、国も2014年までの目標を定めて計画案、実施計画に取り組んでいる。日本が言い出した国際的な動きをぜひ導入していただきたい。具体的に入れるのであれば、あまり修正が多くない場所であれば、35頁の現状と課題のところ、そういう環境教育も含め、またESDというのが今注目を浴びているとか提案されているとか、そういったことで言及していただければというのが2点目である。

(中井議長)

最初のグリーンコンシューマーについては、具体的な取組みでいいということか。29頁でグリーン購入の話が幾つか出てくるが、具体的にグリーンコンシューマーという言葉を入れるとすれば両方か、それとも後ろだけでいいか。そこを確認したい。後藤委員の意向としてはいかがか。

(後藤委員)

内容的には29頁にも入っていますが、これはお任せする。

(中井議長)

一任でよいと。

(後藤委員)

22行目の内容はグリーンコンシューマーに関わる部分と思うが。

(議長)

今の2点について事務局より回答をお願いします。

(鈴木環境共生課総括主幹)

御意見ありました点を整理させていただくことでよろしいか。

(中井議長)

それでは、2点御指摘いただいた点をできるだけ取り込む方向で対応するというのでよろしいか。

それではもう一点について発言願う。

(後藤委員)

3点目は注に関する事で、3つある。本文では4頁から5頁に県の環境基本計画が取り上げられているが、この注が2頁の下に欲しいというのが1点。

それから2点目は、6頁、8頁に関わる事。森林の多面的な機能について、8頁に注があるが、6頁の8行目にもほぼ同じ意味で多面的機能というのが出てきている。初出のところに注をつくるという原則があればこちらにつけていただきたい。

それと関連して、3点目は、9頁の20行目、農業・農村が持つ多面的機能の維持・増進について、この参照されている報告書は森林と農業・農村と2つ分けて多面的機能を整理しているので、森林に注をつけるのであれば農業・農村のほうにもつけたほうが丁寧。

以上3点と、先ほどのESDとグリーンコンシューマーを入れていただき、それにも注をつけていただきたい。

(中井議長)

本文の内容というより、脚注の説明をもう少し詳しくという3項目。また、先ほどの2点についても、もし本文に入れるのであれば、それも脚注で少し解説をお願いしたいということである。

(鈴木環境共生課総括主幹)

わかりやすい計画にということで改定しているので、脚注については対応したいと思う。また新しくESDやグリーンコンシューマーを盛り込んだ場合にも脚注を付け加えたい。

(中井議長)

提案があった点について、すべて脚注でつける方向で対応することによろしいか。ありがとうございます。

それ以外の点について、他の委員の方で意見はないか。

(長澤委員)

26頁の上から4行目だが、こちらに廃棄物ゼロを目指したゼロエミッションの実現に向けて取組みを推進しますということで、ゼロエミッションが書かれている。下の注にも、ちゃんと意味が書かれている。前回の循環型社会形成のときにゼロエミッションという言葉が議論したことを覚えているが、当時、ゼロエミッションはまだ社会情勢の中でなかなか浸透していかないという状況があって、それからゼロエミッションというのが取り入れられてきたという経過がある。ここ最近、全国の先進地自治体がゼロエミッションではなくゼロウェイストの取組みをやっていて、その最たる先進地が町田市。つまり、ゼロウェイストは初めからごみは出さないと、ウェイストは無駄だということ、ごみは無駄です、出さないとということでゼロウェイストということで最近そういう取組みがある。私はゼロエミッションしか頭になかったが、その後色々調べたら、ゼロウェイストということで自治体が行っていることが分かったので、これはいいと思うのだが、それについて、事務局としてはゼロウェイストという考え方はどうなのか、お聞きしたい。

(中井会長)

少々難しい質問だが、事務局でいかがか。

(牧野生活環境部次長)

非常に難しい質問である。議論の中では少なくともゼロエミッションということで整理させてきていただいたものですから、できれば次期計画とか、あるいは今後の修正等での議題というか、話題といいますか、そういうところへ方向を持っていきたいと考えているので、このまま御了承いただきたい。

(長澤委員)

計画を直していただきたいとかそういうことでなく、ゼロウェイストという取組みが非常に広がってきているということを我々が共通認識として持って、そしてここに取り組みでいくということも大切ではないかということで提案させていただいた。

(中井議長)

文章でどうこう入れるというのではなくて、そういう考え方が最近出てきているので、ぜひ認識をしておいていただきたいという、そういう御意見かと思う。

ほかにいかがか。大分予定の時間が迫っているが。

(福島委員)

異論はなく、今回、これで形は非常にいい計画ができたと思うが、皆さん、この文章を読んだときにお気づきだと思うが、1つの文章が非常に長い。ある程度案の段階で文章が長い状態が出てきているとなかなか後で修正ができないので、細かい言葉は修正できるが、文章を読んでいくと主語と述語の関係がよくわかりにくくなっている。次回あるいは次の新しいこういう計画をつくる段階で、少し読みやすい形の文章として、適当なところで切っていただいたほうが読み手としては読みやすくなるのではないかなという点、ひとつお願いしたい。

それからもう一点は、さきの廃棄物処理計画と今度の循環型社会形成推進計画で文言の統一化である。同じ県が出す計画であるから、文言の統一を少し、よく見ておいていただきたい。例えば、細かいことを私がいつもこだわって申し訳ないが、「取組み」というのを、国は「取組」は2文字という話をしたので、こちらの廃棄物処理計画は「取組」は漢字2文字にさせていただいたが、こちらの循環計画は「取組み」の「み」が平仮名で残っている。名詞で「取組み」と使われています。そこはそれぞれの計画では統一されていると思いますが、2つの計画で少し違う形で言葉が使われているのはちょっと格好悪い気がする。今回はもうここまで、一つ一つ「み」の数を数えていくのは大変なので、いいと思いますが、点検して言葉の統一化を図っていただきたいというのが2点目である。

もう一点は、これは計画というよりはこういう環境を取り扱う場合のことだが、当然、これは環境のいろいろな問題については、やっぱり海外から入ってきた考え方というのは非常に重要視されているので、言葉として片仮名の言葉が非常に多くなるのは仕方がないだろうが、一体、環境のこういう計画は誰が読むのかを、読者を誰に想定しているのかを少し考える必要があると思う。環境問題に関心のある人が見ればいいという考え方であれば特に違和感なく読めると思うが、一般の市民がこれを見て、県はこういうことをしているのだなということを知るとすれば、もう少し言葉の使い方も考える必要があるのではないかと。将来的な提案ですが検討いただきたい。

(中井議長)

今回ということではなく、次回に向けていくつか御指摘いただいたと思う。

ほかにかがが。よろしいか。

今回、字句修正を含めて文面については事務局と部会長、会長に御一任いただくということで、最初にいただいた橋口委員の御指摘と、後藤委員からいくつか御指摘いただいた点については一任いただき、文面等については修正した上で、全体会の答申案ということで取りまとめをさせていただきたい。

以上のような取扱いをすることで、本日の答申内容について全体会として御了承いただきたいと思うが、よろしいか。

(各委員)

異議無し。

(中井会長)

それでは、本日の議題(2)循環型社会形成推進計画の改定について御了承いただいたので、審議を終了する。

なお、承認いただいたこれらの議事については、それぞれ字句修正の後、知事への答申と皆様方に答申の写しを送付させていただくこととする。

(5) 議事(3)その他

(津金委員)

私は本日が今年度最後の出席となるので一言述べたい。

循環型地域経済の形成と効率的な社会経済活動とは相容れないもの、と断定は



できないが、そういう面が多々ある。そこを考慮しながら、法律あるいは条例を制定し、計画を作っていく必要がある。そのためには、市町村の活動が主体となる。そしてその市町村の住民が主体となる。そこを考えながら、現場のことをもう少し考慮しながら、色々な法律・条例・計画づくりをお願いしたい。

一例を挙げると、分別。猪苗代町では、一般廃棄物である生ごみの徹底分別を行っている。ただ、高齢者にとっては、やろうとしても大変な作業である。各家庭からごみを収集所に持ってきてもらって、町がいわゆるたい肥センターに運搬し回収していくわけだが、夏場はすぐ臭いが発生するという問題が、冬場は雪の問題がある。いずれにしても分別、そしてそれを堆肥化するのがいかに大変なことか、その辺りを考えながらやっていく必要がある。

計画を立てる方々は現場を余りよく知らないという点があり、市町村の考え方を、県、国まであげなければならないと思っているので、どうぞよろしくお願いする。

(中井議長)

それでは事務局から何かあるか。

(山田生活環境部企画主幹)

次回の環境審議会の開催について。全体会を、来週28日月曜日、福島テルサで開催する。今年度最後の審議会となる。何かとお忙しいことと思うが、出席についてよろしく願います。

(中井議長)

車は県庁駐車場に停めてよいのか。

(山田生活環境部企画主幹)

県庁外来駐車場を御利用いただければと思う。

以上で議事を終了した。

(6) 閉会 (司会) 高橋生活環境総務課主任主査